

税務Q&A



退職金を辞退すると 簡単に言うけれど…

九州北部税理士会 福岡支部 調査研究委員会 金谷 比呂史
(ホームページ <http://www.kyuhokuzei-fukuoka.jp>)



当社は警備業を営む株式会社で、私(以下「F」といいます。)が社長で、私の息子S(以下「S」といいます。)にも、当社で働いてもらっています。

ところが、親の心子知らずとはよく言ったもので、Sは、警備対象の会社の社屋で、親族を集めて忘年会を開いており、しかも、このことが、今年の5月下旬ころ、広く顧客に知られてしまいました。

当社は、顧客からの信頼を取り戻すため、Sに6月1日付辞任届を出させました。もっとも、Sは、5月分の給料、ボーナス、退職金(以下「退職金等」と言います。)の支給要件を充たしていましたので、当社が源泉徴収等を控除した支給額を、当社就業規則上の支給日に振り込んだところ、Sは、責任を感じていたようで、退職金等の受取りを辞退したいと言い出しました。

この場合、振り込んだお金を返してもらうだけですから、課税関係には何ら影響しない、という理解で合っているでしょうか。



貴社がSさんに支払った退職金等の額を損金として処理できる一方で、Sさんから受け取った(控除後の)退職金等の額は収益(雑収入)になります。

1 どこかで聞いたことのあるようなお話をですね。

それはともかく、税金以前の問題として、退職金等支払請求権の放棄については、労働法上の問題があり、法務QAか労務QAで、過去、取り上げられたかもしれません。本件では、この点には立ち入らず、Sさんによる退職金等の返還は完全に有効である、という前提で話を進めます。

2 そうすると、本件のような場合では、貴社が、①Sさんに対して退職金等を支払ったときと、②Sさんから退職金等の返還を受けたときの、2回のタイミングで課税関

係に影響する出来事が発生することになります。

(1) Sさんに対して退職金等を支払ったとき

ややこしく感じるかもしれません、要は、退職金等の支払いにつき、通常どおり、処理を行なうだけです。

すなわち、貴社の損金に算入できますし、Sさんの所得税については源泉徴収納付を行ないます。

月次の給料やボーナスとは違って、退職金は、定期的に支払うわけではありませんから、もしかしたら、経理の方が少し不慣れかもしれません。

もしも不安を覚える方は、本誌2023年1月号22頁に掲載されている税務Q&Aをご一読ください。

(2) Sさんから退職金等の返還を受けたとき

Sさんは、既に、貴社から源泉所得税等控除後の金員を受け取っています。

したがって、その返還は、貴社が、Sさんから、その金員の寄付を受入れているのと同じですので、貴社には収益(雑収入)が発生しています。

なお、貴社は、国や公益法人等ではなく、株式会社ということですから、貴社に対して寄付をすることになるSさんは、寄付金の額を、控除したりすることはできません。

3 Sさんとしてみれば、気軽な気持ちで行った行為なでしょうが、それが余計な税金を発生させることもあります。本件であれば、「会社に迷惑をかけたから退職金等を受け取りたくない。」という意思が、Sさんにおいて当初より一貫して堅かったのであれば、貴社が、Sさんと速やかな協議をすることによって、Sさんの意思を尊重しつつ、貴社とSさんの双方にとって余計な税金を発生させないやり方があったかもしれません。具体的にどうなるかはケース・バイ・ケースではありますが、いずれにせよ、事がややこしくなる前に、早めに税理士等の専門家にご相談ください。